

茨城県新型コロナウイルスの感染症の発生の予防又はまん延の防止と 社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（案）の骨子

第1章 総則（第1条、第2条）

第1条 目的規定

新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図ることを目的

第2条 定義規定

①新型コロナウイルス感染症、②事業者、③特定システム(いばらきアマビエちゃん)の3つを定義

第2章 特定システムへの登録等（第3条～第7条）

第3条 事業者の特定システムへの登録等

(1) 特定システムの登録を義務付ける事業者の範囲(以下の3点等の要素を総合的に考慮して知事が別に定める)

- ① 不特定の者の用に供され、当該者が施設の一定の場所に一定の時間とどまることとなる施設の利用形態
- ② 第1波の際、休業要請・時短営業の実施状況
- ③ クラスタ発生状況

(2) 登録と宣誓書の揭示を義務付け

(3) その他登録事項、変更手続、同意を得た登録事業所の公表等を規定

第4条 事業所の利用者による特定システム活用等

事業所の利用者に宣誓書のQRコードの読み込み及びメール送信を義務付け

第5条 県による登録情報の漏洩防止措置

第6条 事業者に対する措置

- (1) 知事は、登録・宣誓書の揭示をしていない場合、登録事項が事実と相違している場合に指導・助言
- (2) 知事は、(1)の指導・助言に従わない場合に勧告
- (3) 知事は、(2)の勧告をした場合に事業所の名称、所在地等を公表

第7条 報告の徴収及び立入検査を規定

茨城県新型コロナウイルスの感染症の発生の予防又はまん延の防止と 社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（案）の骨子

第3章 新型コロナウイルス感染症に係る調査等への協力等（第8条～第11条）

第8条	県民に対する質問・調査への協力を義務付け
第9条	検体の提出又は採取への協力等 (1) 県民に対する検体の提出又は採取への協力を義務付け (2) 感染症法による検体調査を実施する場合に、事業者に対し当該実施への協力を義務付け
第10条	県による調査等の情報の漏洩防止措置
第11条	県による検査体制の充実

第4章 差別的取扱いの禁止等（第12条）

第12条	差別的取扱いの禁止等 (1) 不当な差別的取扱いの禁止 (2) 県、事業者、県民による差別解消のための措置
------	---

第5章 雑則（第13条、第14条）

第13条	県、事業者、県民による社会経済との両立のための措置
第14条	規則への委任

付則

施行期日：公布の日

条例の失効：条例施行の日から起算して3年を経過した日